

人口減少対策プロジェクト施策 リーディング事業一覧

プロジェクト施策	リーディング事業	提案・拡充など	事業の内容	主管課(関連課等)	事業年度
1 少子化対策					
1.結婚支援	結婚支援事業	拡充	若者の家族形成を支援するため、恵那ことぶき結婚相談所等の民間組織との連携や、民間・地域と協働して出逢いの場の応援事業を行うなど結婚に対するサポート体制の強化を図る。	企画課	H23～H27
	ワークライフバランスの推進	新規	一般事業主行動計画の策定企業や子育て支援企業の数を増やす取り組みなど、仕事と生活の調和が取れた「ワークライフバランス」の実現のため、家庭、地域、企業、行政のさらなる連携強化を進める。	まちづくり推進課(企画課)	H23～H27
2.子育て支援サービスの強化	子ども福祉医療費助成	維持	0歳から中学卒業までの医療費自己負担分を助成。(所得制限なし)ひとり親家庭についても助成。(所得制限あり)	市民課	H23～H27
	地域子育て拠点事業	維持	全ての子どもを地域で守り、育てるため、子育てに関する相談・援助など地域の子育て関連事業の提供を行うつどいの広場、子育て支援センター等の子育て支援拠点づくりを推進。	子育て支援課	H23～H27
	ファミリーサポートセンター事業	維持	依頼会員、援助会員による登録制により、センターのアドバイザーの指導のもと、保育園等の登園前の預かり及び送り、帰宅後の預かり、家族が病気になったときの子どもの世話等を有償により行なう。	子育て支援課	H23～H27
	病後児保育事業	提案	病気にかかっている子ども等を、家族で見ることができない場合に、専門家集団(保育士・看護師・医師・栄養士等)による保育と看護を行う、施設型の病児・病後児保育事業を実施する。	子育て支援課	H23～H27
	低年齢児保育事業	拡充	核家族化やライフスタイルの多様化等に伴う保育需要に適切に対応するため、保育所における低年齢児の受け入れ環境をさらに整備する。	子育て支援課	H23～H27
	保育料助成	拡充	人口減少対策の目玉として第3子以降の保育料を完全無料化の検討を進める。(現在の、同一世帯から2人以上の児童の入所がある場合、という条件の緩和)	子育て支援課	未定
3.産科・小児医療の充実	病院・診療所のネットワーク化	維持	公立病院と診療所の連携、医療技術のネットワーク化、小児科・産婦人科の充実、医療資源の有効活用	病院管理課	H23～H27
	病院施設・設備整備事業	新規	老朽化した病院施設の改築の中で導入を推進する。	病院管理課	H24～H26
2 健康寿命延伸対策					H23～H27
1.高齢者の生活支援・生きがい活動支援	シルバーサポート事業	提案	依頼会員、援助会員による登録制により、アドバイザーの指導のもと、買い物や通院の移送サービス、家事援助、傾聴等を有償により行なう。	高齢福祉課(各振興事務所、社会福祉課、社会福祉協議会、他)	H23～H27
	地域間・世代間交流事業 (ふれあいまちづくり事業、地域間・異世代交流事業等)	提案	お年寄りと子どもの交流活動を中心に「世代間交流」の取り組みを進め、さらに、若者や子育て世代など異なる世代間の多様な交わりを広げていく。(高齢者、乳幼児とその養育者を対象としたフリースペース、サロン事業)また交流だけに終わらせず、それを基盤にして共に地域を創っていくという関係を築くため、地域での異なる世代間の関係を意識したプログラムを開発し「異世代協働」事業を進める。 また、地域間交流体験活動を通じて、普段交流のない地域の様々な大人同士・子ども同士の相互理解を深めたりするきっかけとする。	社会福祉課(社会福祉協議会、高齢福祉課、まちづくり推進課、子育て支援課)	H23～H27

プロジェクト施策	リーディング事業	提案・拡充など	事業の内容	主管課(関連課等)	事業年度
1.地域活性化	地域通貨制度 (高齢者のボランティア参加促進)	提案	ボランタリーな地域社会の形成を促進するツールとして、地域ごとに相互扶助型地域通貨制度をつくり、無償の活動を活性化させる。特に高齢者にとって無償で人に役立つ喜びと生きがいを得ることができれば、介護予防の役割を果たす。 (上矢作町における取り組みを全市に波及させる。地域単位での取り組みとする)	高齢福祉課 (社会福祉協議会、各振興事務所)	H23～H27
	シルバー人材センター支援事業 (シルバー起業支援事業)	提案	高齢者が生涯現役をモットーに、生きがいを持って農業や地域活動に参画できる機会を増やすため、高齢農業者が持つ豊富な経験や知識・技術などを活用し、地場産物の生産・加工・販売による地域活性化、農村の生活文化の伝承者として層の厚い地域農業の展開、営農・生活技術の伝承などを行うことができるよう人材育成や地域経営ノウハウなどの支援を行なう。	農業振興課 (高齢福祉課)	未定
2.健康寿命延伸支援	出前健康づくり学習	新規	市民の自主的な健康管理や健康づくり活動をサポートするため、各地域や企業が主催する健康づくり教室に保健師などを派遣する。	健康推進課	H23～H27
3 魅力づくり対策					H23～H27
1.歴史・自然・生活を生かしたまちづくり	農村景観保全事業	維持	日本の棚田百選の「坂折棚田」や「農村景観日本一富田地区」の農山村地域特有の美しい景観を保全・創出するため、景観農業振興地域整備計画を策定する。	農業振興課	H23～H27
	岩村地区まちづくり交付金事業	維持	地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした地域主導の個性あふれるまちづくりを進めるため、岩村・山岡・明智地区においてまちづくり交付金を活用し、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る。	まちづくり事業課 (岩村振興事務所)	H23～H24
	山岡地区まちづくり交付金事業	維持	〃	まちづくり事業課 (山岡振興事務所)	H23～H25
	明智地区まちづくり交付金事業	維持	〃	まちづくり事業課 (明智振興事務所)	H23～H25
2.郷土の誇りの磨き上げと良さの再発見	恵那ブランド育成事業	拡充	恵那ブランドとして恵那栗と山岡細寒天をリーディング事業として始めているが、地域発の商品のブランド化と地域イメージのブランド化を結びつけ、さらに地域外の資金や交流人口を呼び込むため、戦略的なプロモーション活動やブランドを管理する人材の育成を行い、持続的な地域経済の活性化を図る。	商工観光課 (農業振興課)	H23～H27
	都市農村交流事業	維持	農業体験研修事業の実施(棚田オーナー・そばオーナー・企業農業体験研修等)。交流居住事業の推進(空き家情報と農地農業体験メニュー等の情報発信、交流体験施設の整備)	農業振興課	H23～H27
	生涯学習 市民三学運動推進事業	新規	郷土の先人佐藤一斎の社会に役立つ有為な人になろうと生涯学び続ける「三学の精神」を理念として、読書に親しみ、学びを広げ、学んだことを地域社会に生かす、市民三学運動を進める。 中央図書館を中心に学校、地域、家庭が連携した読書活動の推進や、地域と一緒にした公民館活動、地域活動の展開、学んだことをまちづくり活動など地域社会に生かす取組みなどを推進し、個人の生きがいを地域のパワーに変える生涯学習のまちづくりを展開する。	社会教育課	H23～H27
	郷土の先人顕彰事業	新規	資料調査を通じて、地域の発展に尽力した先人の業績などの郷土の歴史の再発見とその周知に努める。また学習資料・観光資源としてのPRと活用に努める。	文化課	H23～H27

プロジェクト施策	リーディング事業	提案・拡充など	事業の内容	主管課(関連課等)	事業年度
3.まちの魅力の発信・PR	メディア戦略事業	提案	恵那の魅力を発信し地域活性化(交流促進による経済効果、住民意識の醸成、協働の推進)を図るため、メディアを活用したPR戦略を実施する。具体的には、従来のメディア(インターネット、新聞、広報紙、テレビ、ラジオ、雑誌)については、さらに戦略的な広報を行い、情報の受け手の視点や立場を考慮し、「必要な情報」を「アクセスしやすい方法」で提供することを目指す。(広報戦略の作成、メールマガジンの発行)	企画課 (情報課、観光交流室)	H23～H27
	自主放送チャンネル番組の充実		CATVを活用した情報発信として、市民特派員の養成や市民提供番組の制作を行い、内外に恵那の魅力を広める。		H23～H27
	映像によるまちの魅力発信		CATVを活用した情報発信として、市民特派員の養成や市民提供番組の制作を行い、内外に恵那の魅力を広める。		H23～H27
	防犯まちづくりの推進	維持	学校、地域、警察、行政が地域防犯組織と連携し、犯罪のおきにくい環境づくりを進め、安全・安心なまちづくりを実現する。	防災対策課 (まちづくり推進課、各振興事務所)	H23～H27
4 雇用対策					H23～H27
1.安定した雇用の確保	企業誘致対策事業	維持	企業誘致奨励金制度、民有地を中心とした企業誘致活動の展開、情報の収集と提供、関係機関との連携、パンフレット送付や企業訪問活動等を通じ、企業立地の促進を図る。	商工観光課	H23～H27
	雇用対策推進事業	拡充	雇用対策協議会への負担金のみならず、ハローワークや商工会等と連携し、UTAーンに結びつくような雇用に関する専門的な情報を戦略的に発信する。(市ホームページページにページを作成、PRの工夫)	商工観光課	H23～H27
	UTAーン促進事業	提案	大学等に進学した若者のUTAーンを進めるため、就学上必要な資金を貸与する現行の奨学金制度をさらに拡充させ、対象者が大学、専修学校(専門課程)、大学院を卒業し、3年以上恵那市に地元就職した場合、奨学金の返済免除を行う。 また恵那市で働きたい若者のUTAーンを進めるため、新卒で恵那市に住民登録をし、市内企業で就職若しくは起業した方が、賃貸借の借家に住む場合、家賃の一部(賃借料の月額3分の1以内、15,000円上限)を最大3年間助成する。	教育委員会総務課、商工観光課、企画課	制度等未定 H23～H27
	キャリア教育の充実	拡充	職場体験によって勤労観や職業観を身に付けさせることはもちろん、社会見学など既に行っている授業や教育活動においても、もっと市内の個性的で優良な事業所に目を向け、キャリア教育という視点での実践を推進する。教員、生徒、事業所が連携し、地域社会を見直す機会とし、同時にキャリア教育の充実も図る。	学校教育課	H23～H27
2.起業支援	起業家育成事業、起業支援事業	拡充	恵那市内でニュービジネスを模索する方に対する相談窓口を設置し、商工会議所等と連携しネットワークを作り、産業経済振興センター等の関係機関の紹介、研修の斡旋、助成金や融資の紹介等の支援を行なう。	商工観光課	H23～H27
3.農林業の活用	地産地商(消)推進事業	維持	学校給食に地元の生産団体から地域農産物を提供する現在の取り組みについては関係部署との連携のもとさらに推進し、朝市や直販所の設置に加え収穫体験や料理教室など消費者と生産者との交流イベントの支援を行なう。こうして、地域農業の活性化を図るとともに、市民に対して地域農産物の安全性や地域農業の理解をしてもらい、農業による所得確保の向上を目指す。	農業振興課 (学校教育課)	H23～H27
	えなの木で家づくり支援事業	提案	地域材の需要拡大と地場産業の活性化、あわせて定住の促進を図るために、地域材の柱を30本以上使用し、市内建設業者が新築木造住宅を建築する場合、市内在住の方は固定資産税を3年間減免する。また市外からの転入者の方は、すでに定住促進事業により税の減免措置を行っているため、代わりに20万円を上限として奨励金を交付する。	林業振興課 (税務課、企画課)	H23～H27

プロジェクト施策	リーディング事業	提案・拡充など	事業の内容	主管課(関連課等)	事業年度
5 移住・定住対策					
1.定住の促進	UIターン促進事業(再掲)	提案	(再掲)	(再掲)	
	新規移住・定住者への各種助成・税制措置 ＝定住促進事業	拡充	市外から転入した方に、固定資産税を減免し、奨励金を交付。さらに現行制度の要件を緩和を検討。(減免期間:3年度分。奨励金:定住世帯25万円。定住世帯に義務教育以下の世帯員がいる場合、1人につき5万円を加算)	企画課 (税務課、建築住宅課)	H23～H27
	定住促進住宅整備推進事業 (地域住宅交付金事業の一部)	新規	I・J・Uターン及び子育て世帯の中堅所得者層の市内定住を促進するための優良賃貸住宅を建設。建設場所や用地の確保、建設後の住宅を巻き込んだ地域の活性化計画等は地域提案型とし、市と地域自治区が協働で、優良な住宅を供給する。(1団地4戸型)	建築住宅課	H23～H27
	宅地開発推進事業	拡充	恵那市には宅地が少ないという現状から、土地開発公社等による優良な土地の開発を進める。あるいは、民間の宅地開発を誘導する。	企画課・建築住宅課	制度等未定 H23～H27
	駅周辺大規模駐車場整備事業	提案	JR中央線の利便性を生かすため、駅周辺で大規模駐車場を整備し、希望する方の市内在住・名古屋通勤を支援する。住むに良し、通うに良しの住みよい街恵那市を実現するのに大きく寄与する事業となる。	都市整備課 (関連部署)	未定 (実施計画なし)
	地域定住対策促進事業	提案	地域が行う人口減少対策活動に対し、交付金を一定額を交付し、地域の取り組みを支援する。市としては財政面の援助のみならず、地域と強力なパートナーシップを形成して人口減少対策に取り組む。	企画課 (まちづくり推進課、各振興事務所)	H23～H27
2.空き家・地域活性化対策	地域空き家バンク事業	提案	都市住民等からの市内の空き家情報に関する移住・定住ニーズに対し、定住促進担当が一括相談窓口となり、相談に応じる。各地域で空き家活用協議会等の設立を進め、空き家情報の収集や紹介、移住希望者との交流事業等を行う。(上矢作町・串原空き家活用推進協議会における取り組みをモデルとして全市に波及させる。地域単位での取り組みを推進する。)	企画課 (各振興事務所)	H23～H27
	空き家改修支援事業	提案	恵那市に定住する意思を持って転入し、持家空き家を購入した方で、地域住民との交流を積極的に図れる方を対象に、水周り、内装、基礎等の改修費の2/1以内、100万円上限で補助をする	企画課 (建築住宅課)	制度等未定 H23～H27
	ふるさと活性化協力隊事業	新規	国の集落支援策(集落支援員制度、地域おこし協力隊等)を活用した集落支援を行なう。地域の課題に応じた生活維持・活性化対策事業を推進する。具体的には、生活交通確保、見守りサービス、伝統文化継承、集落間の連携等で市と集落が協働で行う。(過疎債・特別交付税等を活用。さらに拡大して特定課題のある地域で実施する。)	企画課 (各振興事務所)	H23～H27
3.三世代同居・近居の支援	三世代同居・近居支援事業	提案	高齢者や勤労世代、子育て世代の中で、家族関係や地域とのつながりを実現するため3世代同居を希望する方もいるため、親との同居や近居のために新たに住宅を増築・新築する際にかかる固定資産税を3年間減免し、3世代同居・近居を支援する。なお、近居とは“市内で町内・隣町若しくは車で15分程度以内の距離に住む”ことを言う。	企画課 (税務課)	未定 H23～H27
4.外国人への支援	国際交流・多文化共生事業	拡充	外国人への支援や多文化共生を実現するため、日本語の学習支援、在住外国人会議の開催、在住外国人のための無料相談会(生活・法律・健康)や生活情報の提供、市民課窓口等における外国人対応のなど今まで取り組みの弱かった部分の充実、国際交流協会と連携しながら一層推進する。(ポルトガル語と日本語を話せる人を臨時職員として雇用するなど)	まちづくり推進課 (市民課)	H23～H27